

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例をここに公布する。

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 認定及び利用の推進(第五条—第十一条)

第三章 岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会(第十二条—第十六条)

第四章 雑則(第十七条・第十八条)

第五章 罰則(第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関し必要な事項を定めることにより、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進を図り、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 リサイクル製品 循環資源(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第二条第三項に規定する循環資源をいう。以下同じ。)を原材料の全部又は一部として製造され、又は加工される製品をいう。
- 二 リサイクル認定製品 第五条第一項の認定を受けたリサイクル製品をいう。

(県の責務)

第三条 県は、物品及び役務の調達に当たっては、必要とする品質、数量等の条件に適合し、かつ、妥当な価格であるリサイクル認定製品又はリサイクル認定製品を用いて提供される役務がある場合は、これを優先的に調達するように努めなければならない。

2 県は、市町村に対し、リサイクル認定製品の利用を推進するための技術的助言及び情報の提供を行うとともに、その優先的な利用に配慮するよう要請するものとする。

3 県は、事業者及び県民によるリサイクル認定製品の利用が推進されるよう、リサイクル認定製品に関する情報の提供、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(県民及び事業者の責務)

第四条 県民及び事業者は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合は、できる限りリサイクル認定製品又はリサイクル認定製品を用いて提供される役務を選択するよう努めなければならない。

第二章 認定及び利用の推進

(認定)

第五条 リサイクル製品の製造又は加工(以下「製造等」という。)を行う者は、当該リサイクル製品(現に県内において販売されているもの又は次項の規定による申請をした日から六月以内に県内において販売されると見込まれるものに限る。)が次に掲げる要件(以下「認定要件」という。)のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

- 一 県内の事業場で製造等が行われたものであること。
- 二 原材料となる循環資源が主に県内で発生したものであること。
- 三 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造等が行われたものであること。
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物及び同条第五項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料として使用していないこと。
- 五 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定による土壌の汚染に係る環境に関する基準(規則で定めるリサイクル製品の品目ごとに規則で定めるものに限る。)に適合すること。
- 六 次に掲げる規格のいずれかに適合すること。

イ 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格

ロ 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)に基づく日本農林規格

- ハ 知事が岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会の意見を聴いて定める規格
- 七 原材料に占める循環資源の割合が、リサイクル製品の品目ごとに規則で定める基準を満たすこと。
- 2 前項の認定(以下単に「認定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書、当該リサイクル製品が認定要件に適合していることを証する書類その他規則で定める書類及び認定を受けようとするリサイクル製品を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 リサイクル製品の製造等が行われる工場又は事業場の所在地
 - 三 リサイクル製品の品目及び用途
 - 四 リサイクル製品の寸法及び重量
 - 五 リサイクル製品の原材料の種類及び性状並びに発生した場所
 - 六 リサイクル製品の製造等の方法
 - 七 リサイクル製品の販売開始予定時期
 - 八 その他参考となるべき事項
- 3 知事は、前項の規定による認定の申請があったときは、その製造等の工程の検査を行うとともに、第一項第五号に規定する基準に関する試験を行うものとする。
- 4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定をしないものとする。
- 一 認定を受けようとするリサイクル製品が不正な目的で使用されるおそれがあると認められるとき。
 - 二 認定を受けようとするリサイクル製品の製造等及び販売に当たり、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害するおそれがあると認められるとき。
 - 三 認定を受けようとする者が、認定を受けようとするリサイクル製品の製造等及び販売に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者であるとき。
 - 四 前三号に掲げるときのほか、認定をすることがふさわしくないと認められるとき。
- 5 知事は、認定をしようとするとき、又は前項の規定により認定をしないこととするときは、あらかじめ、岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会の意見を聴くものとする。
- 6 知事は、認定をしたときは、当該認定の申請をした者に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。
- 7 認定の有効期間は、認定の日から起算して三年とする。ただし、再度認定を受けることを妨げない。
- 一部改正〔平成三〇年条例一六号・三一年六号〕

(リサイクル認定製品の表示)

第六条 認定を受けた者は、規則で定めるところにより、リサイクル認定製品に認定を受けた旨の表示を付することができる。

2 何人も、リサイクル認定製品以外の製品に前項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(変更の届出)

第七条 認定を受けた者は、第五条第二項の規定による申請に係る事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第九条第一項又は第二項の規定による届出をした場合は、この限りでない。

(認定を受けた者の義務)

第八条 認定を受けた者は、リサイクル認定製品が認定要件に適合するよう、その安全性及び規格を維持しなければならない。

2 認定を受けた者は、リサイクル認定製品について認定要件に適合していることを確認するため、規則で定めるところにより、概ね一年ごとに試験、検査等を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

3 認定を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定による報告に係るリサイクル認定製品及び書類を、当該報告をした日から五年間保存しなければならない。

4 認定を受けた者は、知事がリサイクル認定製品の販売先、販売量その他の事項の記録を指示したときは、その指示に従わなければならない。

(認定の辞退の届出)

第九条 認定を受けた者は、リサイクル認定製品が認定要件に適合しないこととなるとき、第五条第四項各号のいずれかに該当することとなるとき、又はリサイクル認定製品の製造等を廃止するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより認定の辞退の届出をしなければならない。

2 前項に規定するときのほか、認定を受けた者は、特別の事情がある場合は規則で定めるところにより認定の辞退の届出をすることができる。

3 知事は、前二項の規定による届出を受けたときは、認定を取り消すものとする。

(認定の取消し)

第十条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 リサイクル認定製品が認定要件に適合しなくなったとき。

二 第五条第四項各号のいずれかに該当することとなったとき。

三 認定を受けた者が不正な手段により認定を受けたとき。

四 認定を受けた者が第七条、第八条第二項又は第九条第一項(リサイクル認定製品の製造等を廃止するときに限る。)の規定に違反したとき。

2 第五条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

3 第一項の規定により認定を取り消された者は、当該取消しのあった日の翌日から起算して五年間は、認定の申請を行うことができない。

(調達状況の公表等)

第十一条 県は、毎会計年度終了後、当該年度におけるリサイクル認定製品の調達の状況を公表しなければならない。

2 県は、リサイクル認定製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、リサイクル認定製品を使用している旨、品目その他規則で定める事項を表示するよう努めなければならない。

第三章 岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会

(設置及び所掌事務)

第十二条 第五条第五項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により知事に意見を述べるため、岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、知事の諮問に応じリサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第十三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第十四条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第十六条 前四条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第四章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定を受けた者若しくは認定を受けた者に循環資源を供給する者(以下「認定事業者等」という。)に対し、リサイクル認定製品の製造等の方法その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、認定事業者等の同意を得て、認定事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、リサイクル認定製品の製造等の状況に関し設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(規則への委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 不正な手段により認定を受けた者
- 二 第六条第二項の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第五章の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(平成十一年岐阜県条例第十号。以下この項において「旧廃棄物条例」という。)第十一条第一項の認定を受けている岐阜県廃棄物リサイクル認定製品は、第五条第一項の規定により認定を受けているものとみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、旧廃棄物条例第十一条第一項の認定の有効期間の残存期間とする。

(岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の一部改正)

3 **岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例**の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成三十年三月二十二日条例第十六号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三十一年三月二十七日条例第六号)

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。